

令和3年12月

各 位

(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会

一級・二級小型船舶操縦士国家試験における学科試験新問題について

令和3年4月の「小型船舶の航行の安全に関する教則」の改正に伴い、第2章 交通の方法の第1課 一般海域での交通の方法(海上衝突予防法)に下記の3項目が加わりました。

1-11 切迫した危険のある特殊な状況

1-12 注意等を怠ることについての責任

1-13 他の法令による航法等についてのこの法律の規定の適用

同項目に関する試験問題を令和4年4月以降に実施される学科試験から出題します。

出題されるのは、一般科目の問18となります。

1-11 切迫した危険のある特殊な状況

船舶は運航上の危険及び他の船舶との衝突の危険に十分に注意し、かつ、切迫した危険のある特殊な状況に十分注意しなければならない。切迫した危険を避けるためには海上衝突予防法の規定によらないことができる。

切迫した危険のある特殊な状況とは、海上衝突予防法に明文化された航法では危険を避けられないような状況をいいます。ここで重要なのは以下の2点です。

① 切迫した危険のある特殊な状況にならぬように注意すること

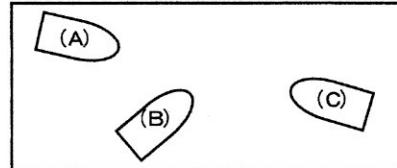
→適切な見張りを行い、早期に相手船の動静を判断して、通常の航法では回避できない危険な状況にならぬようにすることが重要です。

② 特殊な状況になってしまった場合、危険を避けるためには海上衝突予防法で定められた航法を逸脱してもよいこと

→例えば3船が見合い関係になって自船が避航船にも保持船にもなるような場合は、一方に対して保持義務があったとしても、その状況から積極的に避航動作が必要になる場合があります。

<出題例>

問18 船舶間に切迫した危険のある右図のような特殊な状況になった場合において、各船の優先順位を示した次の文のうち、最も適切と考えられるものはどれか。
(海上衝突予防法)



1-12 注意等を怠ることについての責任

海上衝突予防法の規定は適切な航法で運航し、灯火もしくは形象物を表示し、信号を行うこと又は「船員の常務」として、特殊な状況に必要とされる注意を怠ることによって生じた結果を免除するものではない。

「船員の常務」とは、「海事関係者の常識」「通常の船員ならば当然知っているはずの知識、経験、慣行」であり、慣行とは海事関係者の長い伝統の中で確立された良き慣行(グッド・シーマンシップ)である。

海上衝突予防法のどの規定も、船舶を運航させる者が当然行うべき次のことを怠ったことで事故が発生した場合は、原因が不可抗力でない限り、船長や船舶所有者等はその責任を問われる事になる、とするものです。

- ・適切な航法で運航すること
- ・適切な灯火、形象物を表示すること
- ・適切な信号を行うこと

- ・船員の常務として必要とされる注意を払うこと
 - ・切迫した危険のある特殊な状況において必要とされる注意を払うこと
- 「船員の常務」とは、通常の船舶を運航する者であれば当然知っているはずの知識、経験、慣行をいいいます。
- 例えば、停まっている船舶を避けるとか、停泊船がいる桟橋付近では低速で走るといったはなしです。

<出題例>

問18 海上衝突予防法では、同法に規定された注意等を怠ることによって衝突事故が発生した場合は、船長等は責任を問われることが明記されているが、その規定された注意等に該当しないものはどれか。

1-13 他の法令による航法等についてこの法律の規定の適用

港則法・海上交通安全法は海上衝突予防法の特別法にあたり、航法・灯火・形象物の表示・信号に関する規定は一般法である海上衝突予防法の規定が適用又は準用される。

港則法と海上交通安全法は、海上交通に関する一般法である海上衝突予防法の特別法(特定の地域・人・事項に適用される法)にあたります。その特別法に規定のない以下の項目については、一般法である海上衝突予防法の規定が適用又は準用されます。

- ・航法(避航船、保持船)
- ・灯火・形象物の表示
- ・信号(操船信号、警告信号、注意喚起信号)
- ・切迫した危険のある特殊な状況
- ・注意等を怠ることについての責任

<出題例>

問18 港則法の適用海域において、同法に規定のない航法等については海上衝突予防法の規定が適用されることが決められているが、次のうち、その適用される航法等に該当しないものはどれか。

～参考(海上衝突予防法)～

(切迫した危険のある特殊な状況)

第三十八条 船舶は、この法律の規定を履行するに当たっては、運航上の危険及び他の船舶との衝突の危険に十分に注意し、かつ、切迫した危険のある特殊な状況(船舶の性能に基づくものを含む。)に十分に注意しなければならない。

2 船舶は、前項の切迫した危険のある特殊な状況にある場合においては、切迫した危険を避けるためにこの法律の規定によらなければならないことができる。

(注意等を怠ることについての責任)

第三十九条 この法律の規定は、適切な航法で運航し、灯火若しくは形象物を表示し、若しくは信号を行うこと又は船員の常務として若しくはその時の特殊な状況により必要とされる注意をすることを怠ることによって生じた結果について、船舶、船舶所有者、船長又は海員の責任を免除するものではない。

(他の法律による航法等についてこの法律の規定の適用等)

第四十条 第十六条、第十七条、第二十条(第四項を除く。)、第三十四条(第四項から第六項までを除く。)、第三十六条、第三十八条及び前条の規定は、他の法令において定められた航法、灯火又は形象物の表示、信号その他運航に関する事項についても適用があるものとし、第十一条の規定は、他の法令において定められた避航に関する事項について準用するものとする。